

内閣は、ホーダム宣言の受諾に伴、発する命令に因る件（昭和二十年勅令五百四十一号）に基き、ニ、に物価統制令等の一部を改正する政令を制定する。

第一條 物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の一部を次のよう
に改正する。

同令中「閣令」を「總理令」に改める。

第七條中「行政官厅」を「行政機関及都道府県知事」に改める。

第二十三條中「國稅滞納处分ノ例ニ依リ」を「國稅徵收法（明治二十一年法律第二十一号）ノ例ニ依リ」に改める。

第二十四條 削除

第三十條中「行政官厅」を「物価庁長官若ハ物価庁地方物価事務局其ノ他、地方行政機関ノ長又ハ都道府県知事」に「当該官吏」を「当該官吏」に改める。

該官吏又ハ吏員しに改める。

第三十一條中「地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）」を「都道府県知事」に改める。

第三十七條第3号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十七條の二、第二十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シテ差益又ハ割増額ノ全部又ハ一部ノ納付ヲ免レヌハ免レントシタル者ハ一年以下ノ懲役又ハソノ免レヌハ免レントシタル差益スハ割増額ノ三倍以下ニ相当スル罰金ニ処ス

第三十八條中「当該官吏」を「当該官吏若ハ吏員し」に改め、物価安定委員会ノ委員其ノ他、職員若ハシを削る。

第四十條中「第三十七條第一号乃至第四号」を「第三十七條第一号乃至第三号、第三十七條、第三十七條第一号乃至第四号」に改める。

裏面白紙

45

第ニ條 物価統制令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「國令」を「總理府令」に改める。

附則第三項中「地方長官（東京都に在つては、警視總監を含む）」を「都道府県知事」に改める。

附 則

1. この政令は公布の日から施行する。
2. 物價安定委員会官制（昭和二十一年勅令第三百八十三号）は廃止する。

裏面白紙

346

理由

価格差益の延滞納付金が増加している現状にかんべみ国税の場合に準じて延滞利息及び督促手数料の徴収が行き届くようにするに効果があり価格差益の通脱を計らんとする者に対する罰則を強化する等のため物価統制令等の一部を改正する必要がある。